

2014年度目録委員会記録 No.6

第6回委員会

日時：2014年10月18日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山、渡邊
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 新NCRリスケジュール案（1ページ-A4、NDL）
2. 構成・作業体制（2ページ-A4、原井委員長）
3. RDAエレメントとNCRエレメント（比較表）（10ページ-A4、原井委員長）
4. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニットC 識別子及び入手条件に関する事項（13ページ-A4）
5. 注記に関する検討（10ページ-A4、平田委員）
6. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニットN 体現形の注記に関する記録（19ページ-A4、平田委員）
7. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニットX 資料の特性に関する記録（19ページ-A4、木下・野美山委員）
8. 第Ⅱ部 ユニットH「キャリアに関する事項」案メモ（2ページ-A4、渡邊委員）
9. 第Ⅱ部 ユニットH キャリアに関する事項（55ページ-A4、渡邊委員）
10. 第Ⅱ部 ユニットI タイトル（上位レベル）（第4次案）（10ページ-A4、古川委員）
11. 第Ⅱ部 ユニットJ 責任表示（上位レベル）（第4次案）（2ページ-A4、古川委員）
12. 2014年度第5回目録委員会記録（案）（4ページ-A4）
13. 2014年度第4回目録委員会記録（7ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 新委員の着任
村上遥氏（東京外国語大学附属図書館）が着任した。
2. 議事録の確認
2014年度第5回記録案（資料12）について確認した。
3. 日本目録規則改訂の全体スケジュールについて
津田委員より、国立国会図書館作成の日本目録規則改訂の全体スケジュールについて、資料1に基づき説明があった。概略は次のとおりであった。

- 平成 25 年度に書誌調整連絡会議に提出したスケジュールと比べて、半年遅れとなっている。
- 目録委員会の作業スケジュールと調整を行った上で、平成 26 年度の書誌調整連絡会議に提出する。

4. 日本目録規則改訂の目録委員会作業分担とスケジュールについて

原井委員長より、日本目録規則改訂の目録委員会作業分担とスケジュールについて、資料 2、3 に基づき説明があった。概略は以下のとおりであった。

- 体現形を中心に作業分担をしていたが、著作、表現形、体現形、個別資料の別を明確にして、作業を分担する。

分担について検討を行い、以下のとおり修正することとした。

- 出版等に関する表示は、JSC で全面的に再検討中なので、当面作業を凍結する。

[検討事項]

1. 注記について

平田委員より、注記について、資料 5、6 に基づき説明があった。次いで以下のように検討した。

- 全体構成の見直しにより、注記はユニット Q とする。
- 出版等に関する表示と同様に「Copyright Date」は「著作権年」とする。
- 出版等に関する表示と同様に「制作 (Production) 表示に関する注記」は「製作 (Manufacture) 表示に関する注記」の後に規定する。

2. 資料の特性に関する記録

野美山委員より、資料の特性について、資料 7 に基づき説明があった。概要は次のとおりであった。

- 記録の方法について、リストアップした表に適切な用語がない場合は、できる限り正確に示す用語を用いて記録するように規定を改訂した。

次いで以下のように検討した。

- 「Scale varies」と「Scale differ」は両方とも「尺度不定」とするが、元の英語が何であったのか判るようにする。

3. キャリアに関する事項

渡邊委員より、キャリアに関する事項について、資料 8、9 に基づき説明があった。概要は次のとおりであった。

- 目録用言語に英語を用いた際の規定を整備した。

4. 上位レベルのタイトルについて

古川委員より、上位レベルのタイトルについて、資料 10 に基づき説明があった。概要は次のとおりであった。

- シリーズだけではなく、すべての上位レベルの資料のタイトルを扱えるように用語の定義を吟味する必要がある。
- シリーズ内番号がシリーズ本タイトルの不可欠な部分として含まれる場合の規定は、逐次刊行物の巻号等がタイトルの部分として含まれる規定と整合させる必要がある。

次いで以下のように検討した。

- RDA では、本文でサブエレメントのみを使用し、エレメントサブタイプを使用していない。また用語集には両語とも含まれていない。NCR では、全てエレメントと表現し、エレメントサブタイプ、サブエレメントという用語は使用しないこととする。

5. 上位レベルの責任表示について

古川委員より、上位レベルの責任表示について、資料 11 に基づき説明があった。次いで以下のように検討した。

- 任意追加の規定として、上位レベルの資料の記録に責任表示を補えず、かつその本タイトルが総称的な場合や、シリーズ相互の識別に必要な場合、出版者等を識別要素としてシリーズ表示に含めて記録する規定を設ける。

次回以降の委員会の予定

11月22日(土)

12月13日(土)(典拠形アクセス・ポイントを集中審議)

1月24日(土)

以上